

改正案

（相互会社の使用人等について準用する会社法の規定の読替え）  
 第四条の三 法第二十一条第一項の規定において相互会社の使用人  
 について会社法第十条、第十二条第一項及び第十三条の規定を準  
 用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表  
 のとおりとする。

第十二条第一項	他の会社の取締役、執 会社の取締役、執行役員若し	第十二条第一項 第三号	他の会社又は商人（会 社を除く。第二十四条 において同じ。） 若しくは他の相互会社（外 国相互会社を含む。）又は 商人（会社を除く。）	第十条 本店又は支店 務所	主たる事務所又は従たる事 務所	読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------------------------	----------------	--	---------------------	--------------------	-----------------	-----------	---------

現行

（相互会社の使用人等について準用する会社法の規定の読替え）  
 第四条の三 法第二十一条第一項の規定において相互会社の使用人  
 について会社法第十条、第十二条第一項及び第十三条の規定を準  
 用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表  
 のとおりとする。

第十二条第一項	他の会社の取締役、執 会社の取締役、執行役員若し	第十二条第一項 第三号	他の会社又は商人（会 社を除く。第二十四条 において同じ。） 若しくは他の相互会社（外 国相互会社を含む。）又は 商人（会社を除く。）	第十条 本店又は支店 務所	主たる事務所又は従たる事 務所	読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------------------------	----------------	--	---------------------	--------------------	-----------------	-----------	---------

3 法第二十一条第一項の規定において相互会社が事業を譲渡し、	第十二条	本店又は支店	主たる事務所又は従たる事務所
	第四号	行役又は業務を執行する社員	くは業務を執行する社員又は他の相互会社（外国相互会社を含む。）の取締役若しくは執行役
2 法第二十一条第一項の規定において相互会社のために取引の代理又は媒介をする者について会社法第十七条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	法の規定	読み替える会社	読み替える字句
	第十七条第一項第二号	他の会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員	会社の取締役、執行役若しくは業務を執行する社員又は他の相互会社（外国相互会社を含む。）の取締役若しくは執行役

3 法第二十一条第一項の規定において相互会社が事業を譲渡し、	第十二条	本店又は支店	主たる事務所又は従たる事務所
	第四号	行役又は業務を執行する社員	くは業務を執行する社員又は他の相互会社（外国相互会社を含む。）の取締役若しくは執行役
2 法第二十一条第一項の規定において相互会社のために取引の代理又は媒介をする者について会社法第十七条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	法の規定	読み替える会社	読み替える字句
	第十七条第一項第二号	他の会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員	会社の取締役、執行役若しくは業務を執行する社員又は他の相互会社（外国相互会社を含む。）の取締役若しくは執行役

又は事業若しくは営業を譲り受けた場合について会社法第二十一条から第二十三条の二までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条	譲渡会社	譲渡相互会社
第二十一条第一項	事業を譲り受けた会社	相互会社の事業を譲り受けた会社若しくは相互会社（外国相互会社を含む。）若しくは商人（会社を除く。以下この項及び次項において同じ。）又は会社若しくは相互会社（外国相互会社を含む。）の事業若しくは商人の営業を譲り受けた相互会社
	譲受会社	譲受者
	譲渡会社の商号	事業を譲渡した相互会社（

又は事業若しくは営業を譲り受けた場合について会社法第二十二条及び第二十三条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条第一項	譲受会社	譲受者

	<p>譲渡会社の事業</p>	<p>外国相互会社を含む。( ) 以下この項及び次項において「譲渡相互会社等」という。( )の名称又は事業を譲渡した会社若しくは営業を譲渡した商人の商号</p>	<p>第二十二條第二項</p>	<p>譲渡会社がその本店の所在地において譲渡会社</p>	<p>事業又は営業 会社若しくは相互会社(外国相互会社を含む。 )である譲受者がその本店若しくは主たる事務所(日本における主たる店舗(保険業法第百八十七條第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。 )を含む</p>
		<p>譲渡相互会社等若しくは事業を譲渡した会社又は営業を譲渡した商人(以下この章において「譲渡者」という。 )の事業又は営業</p>	<p>第二十二條第二項</p>	<p>譲渡会社がその本店の所在地において譲渡会社</p>	<p>会社若しくは相互会社(外国相互会社を含む。 )である譲受者がその本店若しくは主たる事務所(日本における主たる店舗(保険業法第百八十七條第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。 )を含む。 )の所在地において譲渡相互会社(事業を譲渡した</p>



第二十二條の二 第一項			第二十二條第二 項		第二十二條第一 項				項	
事業	譲受会社	譲渡会社	譲渡会社	譲受会社	事業	商号	譲渡会社	譲受会社	譲受会社	事業
事業又は営業	譲受者	譲渡者	譲渡者	譲受者	事業又は営業	名称又は商号	譲渡者	譲受者	譲受者	事業又は営業

第二十二條の二 第二項	譲受会社	譲受者
	譲渡会社	譲渡者
第二十二條の二 第三項	事業	事業又は営業
	譲渡会社	譲渡者
	譲受会社	譲受者

(特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数)  
 第五條の三 法第三十八條第一項に規定する政令で定める数は、社員総数の百分の三に相当する数又は百五十名のうちいずれか少ない数とする。

(社員総会招集請求権について準用する会社法の規定の読替え)  
 第五條の四 法第三十八條第三項の規定において同條第二項の場合について会社法第八百六十八條第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句
法の規定		


(特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数)  
 第五條の二の二 法第三十八條第一項に規定する政令で定める数は、社員総数の百分の三に相当する数又は百五十名のうちいずれか少ない数とする。

(新設)

第八百六十八条 第一項	本店	主たる事務所
----------------	----	--------

(特定相互会社の提案権に係る人数)  
 第五条の五 法第三十九条第一項に規定する政令で定める数は、社員総数の百分の一に相当する数又は五十名のうちいずれか少ない数とする。

(相互会社の社員総会について準用する会社法の規定の読替え)  
 第五条の六 法第四十一条第一項の規定において相互会社の社員総会について会社法第三百十九条第五項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定 読み替える会社 の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十九条第五項	定時株主総会	定時社員総会

(特定相互会社の提案権に係る人数)  
 第五条の二の三 法第三十九条第一項に規定する政令で定める数は、社員総数の百分の一に相当する数又は五十名のうちいずれか少ない数とする。

(相互会社の社員総会について準用する会社法の規定の読替え)  
 第五条の二の四 法第四十一条第一項の規定において相互会社の社員総会について会社法第三百十九条第五項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定 読み替える会社 の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十九条第五項	定時株主総会	定時社員総会

（相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第五條の七 法第四十一條第二項の規定において相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十六條第一項及び第九百三十七條第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九百三十七條 第一項（第一号）	本店	株主又は設立時株主 株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役	社員 社員が取締役、監査役、執行役又は清算人	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句
	主たる事務所				読み替える字句

（相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第五條の二の五 法第四十一條第二項の規定において相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十六條第一項及び第九百三十七條第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九百三十七條 第一項（第一号）	本店	株主又は設立時株主 株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役	社員 社員が取締役、監査役、執行役又は清算人	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句
	主たる事務所				読み替える字句

トに係る部分に第九百三十条第二項各号 限る。）		保険業法第六十四条第三項 において準用する第九百三十条第一項各号	
支店		従たる事務所	

(議決権の代理行使について準用する会社法の規定の読替え)  
 第五条の八 法第四十四条の二第三項の規定において同条第一項の場合について会社法第三百十条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第三百十条第三項及び第四項	株主	総代	
第三百十条第六項	本店	主たる事務所	
第三百十条第七項	営業時間	事業時間	

トに係る部分に第九百三十条第二項各号 限る。）		保険業法第六十四条第三項 において準用する第九百三十条第一項各号	
支店		従たる事務所	

(議決権の代理行使について準用する会社法の規定の読替え)  
 第五条の二の六 法第四十四条の二第三項の規定において同条第一項の場合について会社法第三百十条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第三百十条第三項及び第四項	株主	総代	
第三百十条第六項	本店	主たる事務所	
第三百十条第七項	営業時間	事業時間	

項	項						
<p>(総代会招集請求権について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第五条の九 法第四十五条第三項の規定において同条第二項の場合      について会社法第八百六十八条第一項の規定を準用する場合にお      ける当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>(新設)</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="850 259 1000 472">読み替える会社 法の規定</td> <td data-bbox="850 472 1000 763">読み替えられる字句</td> <td data-bbox="850 763 1000 1115">読み替える字句</td> </tr> <tr> <td data-bbox="700 259 850 472">第八百六十八条 第一項</td> <td data-bbox="700 472 850 763">本店</td> <td data-bbox="700 763 850 1115">主たる事務所</td> </tr> </table>	読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第八百六十八条 第一項	本店	主たる事務所	<p>(新設)</p>
読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句					
第八百六十八条 第一項	本店	主たる事務所					
<p>(総代会検査役選任請求権について準用する会社法の規定の読替 え)</p> <p>第五条の十 法第四十七条第三項の規定において同条第一項及び第 二項の場合について会社法第八百六十八条第一項の規定を準用す る場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり とする。</p>	<p>(新設)</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 259 304 472">読み替える会社</td> <td data-bbox="226 472 304 763">読み替えられる字句</td> <td data-bbox="226 763 304 1115">読み替える字句</td> </tr> </table>	読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句				
読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句					

法の規定	
第八百六十八条 第一項	本店  主たる事務所

(相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五條の十一 法第四十九條第二項の規定において相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十五條 第一項	本店	主たる事務所
第八百三十六條 第一項	株主又は設立時株主	社員

(相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五條の二の七 法第四十九條第二項の規定において相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法第八百三十六條第一項及び第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(新設)	(新設)	(新設)
第八百三十六條 第一項	株主又は設立時株主	社員

		第九百三十七条 第一項（第一号 トに係る部分に 限る。）	株主が取締役、監査役、 執行役若しくは清算 人であるとき、又は当 該設立時株主が設立時 取締役若しくは設立時 監査役	社員が取締役、監査役、執 行役又は清算人
支店	本店	第九百三十条第二項各 号	主たる事務所	従たる事務所

（総代会設置特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数）  
 第五条の十二 法第五十条第一項に規定する政令で定める数は、社  
 員総数の百分の五に相当する数又は二百五十名のうちいずれか少  
 ない数とする。

（相互会社の会計参与等の選任若しくは解任又は辞任についての  
 意見の陳述について準用する会社法の規定の読替え）

		第九百三十七条 第一項（第一号 トに係る部分に 限る。）	株主が取締役、監査役、 執行役若しくは清算 人であるとき、又は当 該設立時株主が設立時 取締役若しくは設立時 監査役	社員が取締役、監査役、執 行役又は清算人
支店	本店	第九百三十条第二項各 号	主たる事務所	従たる事務所

（総代会設置特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数）  
 第五条の二の八 法第五十条第一項に規定する政令で定める数は、  
 社員総数の百分の五に相当する数又は二百五十名のうちいずれか  
 少ない数とする。

（相互会社の会計参与等の選任若しくは解任又は辞任についての  
 意見の陳述について準用する会社法の規定の読替え）

第六条の二 法第五十二条の十一の規定において相互会社の会計参与、監査役又は会計監査人の選任若しくは解任又は辞任についての意見の陳述について会社法第三百四十二条の二第三項及び第三百四十五条第五項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百四十二条の二第三項	第二百九十八条第一項第一号	保険業法第四十一条第一項又は第四十九条第一項において準用する第二百九十八条第一項第一号
第三百四十五条第五項	第三百四十条第一項	保険業法第五十二条の九第一項

(相互会社における責任を追及する訴え等について準用する会社法の規定の読替え)

第七条の四 法第五十二条の三十七の規定において相互会社における責任を追及する訴えについて会社法第八百五十条第四項並びに第八百五十一条第一項(第一号を除く。)及び第三項の規定を準

第六条の二 法第五十二条の十一の規定において相互会社の会計参与、監査役又は会計監査人の選任若しくは解任又は辞任についての意見の陳述について会社法第三百四十五条第五項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(新設)	(新設)	(新設)
第三百四十五条第五項	第三百四十条第一項	保険業法第五十二条の九第一項

(相互会社における責任を追及する訴え等について準用する会社法の規定の読替え)

第七条の四 法第五十二条の三十七の規定において相互会社における責任を追及する訴えについて会社法第八百五十条第四項並びに第八百五十一条第一項(第一号を除く。)及び第三項の規定を準

用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定	読み替えられる会社	読み替えられる字句
第八百五十条第四項	第五十五条、第二百一十二条の二第二項、第二百一十二条第三項、第二百一十二条第五項、第二百一十二条第二項、第二百一十二条の二第二項、第四百八十六条の二第二項、第四百八十六条第三項、第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。	読み替える字句
	第五十五条、第二百一十二条の二第二項、第二百一十二条第三項、第二百一十二条第五項、第二百一十二条第二項、第二百一十二条の二第二項、第四百八十六条の二第二項、第四百八十六条第三項、第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。	読み替える字句
	保険業法第三十条の十四において準用する第五十五条並びに同法第五十三条の三十四（同法第八十条の十一第四項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の三第三項（同項ただし書に規定する各号に定める額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）	読み替える字句
	第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項	読み替える字句

用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定	読み替えられる会社	読み替えられる字句
第八百五十条第四項	第五十五条、第二百一十二条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項	読み替える字句
	第五十五条、第二百一十二条の二第二項、第二百一十二条第三項、第二百一十二条第五項、第二百一十二条第二項、第二百一十二条の二第二項、第四百八十六条の二第二項、第四百八十六条第三項、第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。	読み替える字句
	保険業法第三十条の十四において準用する第五十五条並びに同法第五十三条の三十四（同法第八十条の十一第四項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の三第三項（同項ただし書に規定する各号に定める額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）	読み替える字句
	第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項	読み替える字句

<p>第八百五十一条 第一項第二号</p>	<p>若しくはその完全親会 社の株式を取得したと き</p>		<p>の社員となったとき</p>
	<p>株式会社又は合併後存 続する株式会社若しく はその完全親会社</p>		
<p>第八百五十一条 第三項</p>	<p>株式会社又は合併後存 続する株式会社若しく はその完全親会社</p>		<p>相互会社又は合併後存続す る相互会社</p>

2 法第五十三条の三十七の規定において相互会社の役員解任の  
訴えについて会社法第八百五十四条第一項（第一号イ及び第二号  
を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的  
読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える会社 法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第八百五十四条 第一項（第一号 イ及び第二号を 除く。）</p>	<p>第三百二十九条第一項 株主は</p>	<p>保険業法第五十二条第一項 社員又は総代は</p>
	<p>株主を</p>	<p>社員又は総代を</p>

<p>第八百五十一条 第一項第二号</p>	<p>若しくはその完全親会 社の株式を取得したと き</p>		<p>の社員となったとき</p>
	<p>株式会社又は合併後存 続する株式会社若しく はその完全親会社</p>		
<p>第八百五十一条 第三項</p>	<p>株式会社又は合併後存 続する株式会社若しく はその完全親会社</p>		<p>相互会社又は合併後存続す る相互会社</p>

2 法第五十三条の三十七の規定において相互会社の役員解任の  
訴えについて会社法第八百五十四条第一項（第一号イ及び第二号  
を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的  
読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える会社 法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第八百五十四条 第一項（第一号 イ及び第二号を 除く。）</p>	<p>第三百二十九条第一項 株主は</p>	<p>保険業法第五十二条第一項 社員又は総代は</p>
	<p>株主を</p>	<p>社員又は総代を</p>

		役員である株主		役員である社員又は総代	
<p>(基金の募集について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第八条の四 法第六十条の二第四項の規定において法第六十条第一項の基金の募集について会社法第二百九条第一項第一号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>					
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句			
第二百九条第一項第一号	第九十九条第一項第四号	保険業法第六十条の二第一項第三号			
<p>(相互会社の解散の命令について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第九条の五 法第六十三条の二の規定において相互会社の解散の命令について会社法第八百二十四条第一項第三号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>					

		役員である株主		役員である社員又は総代	
<p>(基金の募集について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第八条の四 法第六十条の二第四項の規定において法第六十条第一項の基金の募集について会社法第二百九条第一号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>					
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句			
第二百九条第一号	第九十九条第一項第四号	保険業法第六十条の二第一項第三号			
<p>(相互会社の解散の命令について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第九条の五 法第六十三条の二の規定において相互会社の解散の命令について会社法第八百二十四条第一項第三号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>					

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十四条 第一項第三号	業務執行取締役、執行 役又は業務を執行する 社員	業務執行取締役（保険業法 第五十三条の二第二項に規 定する業務執行取締役をい う。）又は執行役

（組織変更計画に現物出資に関する事項を定めた場合について準  
用する会社法の規定の読替え）

第十二条の二 法第九十六条の四の規定において法第九十二条第三  
号に掲げる事項を定めた場合について会社法第二百七条第八項及  
び第二百十三条第一項（第一号及び第三号を除く。）の規定を準  
用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表  
のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七条第八 項	申込み又は第二百五条 第一項の契約	申込み

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十四条 第一項第三号	業務執行取締役、執行 役又は業務を執行する 社員	業務執行取締役（保険業法 第五十三条の二十四第三項 に規定する業務執行取締役 をいう。）又は執行役

（組織変更計画に現物出資に関する事項を定めた場合について準  
用する会社法の規定の読替え）

第十二条の二 法第九十六条の四の規定において法第九十二条第三  
号に掲げる事項を定めた場合について会社法第二百七条第八項及  
び第二百十三条第一項（第一号及び第三号を除く。）の規定を準  
用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表  
のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七条第八 項	申込み又は第二百五条 の契約	申込み

<p>第二百十三条第一項第二号</p>	<p>株主総会</p>	<p>社員総会（総代会を設けているときは、総代会）</p>
<p>（新設） 第二百十三条第一項第二号</p>	<p>株主総会</p>	<p>社員総会（総代会を設けているときは、総代会）</p>
<p>2 法第九十六条の四の規定において同条において準用する会社法第二百十二条（第一項第一号を除く。）の規定による支払を求め訴えについて同法第八百四十九条第三項及び第八項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第八百四十九条第三項</p>	<p>、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等</p>	<p>又は株式交換等完全親会社</p>
<p>、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社</p>	<p>又は当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社</p>	
<p>第八百四十九条</p>	<p>規定及び前項の最終完</p>	<p>規定</p>

第八項		全親会社等が株式会社の発行済株式の全部を有する場合における同項の規定	
<p>(出資の履行を仮装した組織変更時発行株式の引受人の責任について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第十二条の二の二 法第九十六条の四の二の規定において同条において準用する会社法第二百十三条の二第一項の規定による支払又は給付を求める訴えについて同法第八百四十九条第三項及び第八項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第八百四十九条第三項	株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等	又は株式交換等完全親会社	
	、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完	又は当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会	

(新設)

	全子会社又は当該最終社 完全親会社等の完全子 会社等である株式会社
第八百四十九条 第八項	規定及び前項の最終完 全親会社等が株式会社 の発行済株式の全部を 有する場合における同 項の規定
	規定

(組織変更株式交換を伴う組織変更をする相互会社等について準用する会社法の規定の読替え)

第十二条の三 法第九十六条の五第三項の規定において組織変更株式交換を伴う組織変更をする相互会社について会社法第七百九十一条第一項(第一号を除く。)及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百九十一条	効力発生日	効力発生日(保険業法第八

(組織変更株式交換を伴う組織変更をする相互会社等について準用する会社法の規定の読替え)

第十二条の三 法第九十六条の五第三項の規定において組織変更株式交換を伴う組織変更をする相互会社について会社法第七百九十一条第一項(第一号を除く。)及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百九十一条	効力発生日	効力発生日(保険業法第八

読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句	第七百九十一条 第四項	株式交換により株式交換完全親会社が取得した株式の数その他の株式交換に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	保険業法第九十六条の十五条において準用する同法第八十二条第二項の書面又は電磁的記録	第一項（第一号を除く。） 十六条第四項第十二号に規定する効力発生日をいう。 （以下同じ。）
			2 法第九十六条の五第三項の規定において組織変更株式交換完全親会社について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	株式交換完全子会社の株主又は新株予約権者	組織変更株式交換を伴う組織変更をする相互会社の社員	
読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句				

読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句	第七百九十一条 第四項	株式交換により株式交換完全親会社が取得した株式の数その他の株式交換に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	保険業法第九十六条の十五条において準用する同法第八十二条第二項の書面又は電磁的記録	第一項（第一号を除く。） 十六条第四項第十二号に規定する効力発生日をいう。 （以下同じ。）
			2 法第九十六条の五第三項の規定において組織変更株式交換完全親会社について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	株式交換完全子会社の株主又は新株予約権者	組織変更株式交換を伴う組織変更をする相互会社の社員	
読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句				

(略)	第七百九十六条 第二項第一号八 の二第二号	第七百九十六条 第二項第一号八 額	存続株式会社等の株式 等以外の財産の帳簿価 額	金銭	(削る)	(略)	法の規定
(略)	第七百四十九条第一項 第二号若しくは第三号 、第七百五十八条第四 号又は第七百六十八條 第一項第二号若しくは 第三号	第七百四十九条第一項 第二号若しくは第三号 二号又は第三号	保険業法第九十六条の七第 二号又は第三号		(削る)	(略)	
(略)	(新設)	(新設)	(新設)		(削る)	(略)	法の規定
(略)	第七百九十六条 第二項第二号	第七百九十六条 第三項第一号八 額	存続株式会社等の株式 等以外の財産の帳簿価 額	金銭	第七百九十六条 第二項第二号 第七百四十九条第一項 第二号若しくは第三号 、第七百五十八条第四 号又は第七百六十八條 第一項第二号若しくは 第三号	(略)	法の規定
(略)	(新設)	(新設)	(新設)		第七百九十六条 第二項第二号 第七百四十九条第一項 第二号若しくは第三号 二号又は第三号	(略)	法の規定

<p>法 の 規 定</p>	<p>読み替える会社 読み替えられる字句</p>	<p>読み替える会社 読み替える字句</p>	<p>(組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社等について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第十二条の四 法第九十六条の九第五項の規定において組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社について会社法第八十一条第一項(第一号を除く。)及び第四項の規定を準用する場合には、次の表の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
<p>第八百十一条第一項第二号</p>	<p>株式移転により株式移転設立完全親会社が取得した株式移転完全子会社の株式の数その他の株式移転に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録</p>	<p>保険業法第九十六条の十五において準用する同法第八十二条第二項の書面又は電磁的記録</p>	<p>(組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社等について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第十二条の四 法第九十六条の九第四項の規定において組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社について会社法第八十一条第一項(第一号を除く。)及び第四項の規定を準用する場合には、次の表の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>

第八百十一条第 四項	株式移転設立完全親会 社の成立の日に株式移 転完全子会社の株主又 は新株予約権者	組織変更株式移転設立完全 親会社の成立の日に組織変 更株式移転を伴う組織変更 をする相互会社の社員
---------------	---	--

2 法第九十六条の九第五項の規定において同条第一項第九号の株  
式会社について会社法第三百九条第二項（各号を除く。）、第八  
百六条第三項、第八百八条第三項（第一号及び第二号を除く。）  
及び第八百十条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規  
定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百九条第二 項（各号を除く 。）	前項の規定にかかわら ず、次に掲げる	第八百四条第一項の
第八百六条第三 項	他の新設合併消滅会社 、新設分割会社又は株 式移転完全子会社（以 下この節において「消 滅会社等」という。）	組織変更株式移転を伴う組 織変更をする相互会社、他 の保険業法第九十六条の九 第一項第九号の株式会社及 び組織変更株式移転設立完

第八百十一条第 四項	株式移転設立完全親会 社の成立の日に株式移 転完全子会社の株主又 は新株予約権者	組織変更株式移転設立完全 親会社の成立の日に組織変 更株式移転を伴う組織変更 をする相互会社の社員
---------------	---	--

2 法第九十六条の九第四項の規定において同条第一項第九号の株  
式会社について会社法第三百九条第二項（各号を除く。）、第八  
百六条第三項、第八百八条第三項（第一号及び第二号を除く。）  
及び第八百十条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規  
定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百九条第二 項（各号を除く 。）	前項の規定にかかわら ず、次に掲げる	第八百四条第一項の
第八百六条第三 項	他の新設合併消滅会社 、新設分割会社又は株 式移転完全子会社（以 下この節において「消 滅会社等」という。）	組織変更株式移転を伴う組 織変更をする相互会社、他 の保険業法第九十六条の九 第一項第九号の株式会社及 び組織変更株式移転設立完

	及び設立会社の商号	全親会社の商号又は名称
第八百八条第三項（第一号及び第二号を除く。及び第八百十	他の消滅会社等及び設立会社の商号	組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社、他の保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社及び組織変更株式移転設立完全親会社の商号又は名称
<p>（組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について準用する商業登記法等の規定の読替え）</p> <p>第十二条の五 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について商業登記法第八十九条（第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十九条第二	会社法第七百九十六条第一項本文又は第二項	保険業法第九十六条の五第三項において準用する会社
	及び設立会社の商号	全親会社の商号又は名称
第八百八条第三項（第一号及び第二号を除く。及び第八百十	他の消滅会社等及び設立会社の商号	組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社、他の保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社及び組織変更株式移転設立完全親会社の商号又は名称
<p>（組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について準用する商業登記法等の規定の読替え）</p> <p>第十二条の五 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について商業登記法第八十九条（第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十九条第二	会社法第七百九十六条第一項本文又は第三項	保険業法第九十六条の五第三項において準用する会社



	3 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互 会社が組織変更株式移転をする場合について商業登記法第九十条 の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。	(略)	(略)	(略)	百四条第一項の株主総会又 は同法第八十六条第一項の 社員総会（総代会を設けて いるときは、総代会）
		第九百二十五条 第五号	第八百十条	保険業法第八十八条の規定 による手続が終了した日又 は同法第九十六条の九第五 項において準用する第八百 十条（第一項第一号及び第 二号を除く。）	保険業法第九十六条の九第 五項において準用する第八 百六条第三項
	3 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互 会社が組織変更株式移転をする場合について商業登記法第九十条 の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。	(略)	(略)	(略)	百四条第一項の株主総会又 は同法第八十六条第一項の 社員総会（総代会を設けて いるときは、総代会）
		第九百二十五条 第五号	第八百十条	保険業法第八十八条の規定 による手続が終了した日又 は同法第九十六条の九第四 項において準用する第八百 十条（第一項第一号及び第 二号を除く。）	保険業法第九十六条の九第 四項において準用する第八 百六条第三項

	第九十条第七号		第九十条第六号	(略)	読み替える商業登記法の規定
項	株式会社法第八百十條第二	株式移転完全子会社	株式移転完全子会社	(略)	読み替えられる字句
	同法第八十八條第二項の規定による公告又は同法第九十六條の九第五項において	組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六條の九第一項第九号の株式会社	組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六條の九第一項第九号の株式会社	(略)	読み替える字句
	第九十条第七号		第九十条第六号	(略)	読み替える商業登記法の規定
項	株式会社法第八百十條第二	株式移転完全子会社	株式移転完全子会社	(略)	読み替えられる字句
	同法第八十八條第二項の規定による公告又は同法第九十六條の九第四項において	組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六條の九第一項第九号の株式会社	組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六條の九第一項第九号の株式会社	(略)	読み替える字句

読み替える法の 読み替えられる字句	読み替える字句	<p>2 法第百六十五条第六項の規定において新設合併消滅相互会社について法第百六十二条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	第九十条第三項	読み替える法の 規定	<p>(株式会社を設立するときの株式会社と相互会社との新設合併等について準用する法の規定の読替え)</p> <p>第十七条の二 法第百六十五条第六項の規定において同条第一項の新設合併について法第九十条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	(略)	<p>準用する会社法第八百十条 第二項</p>
			社	組織変更をする相互会社		読み替える字句	

読み替える法の 読み替えられる字句	読み替える字句	<p>2 法第百六十五条第五項の規定において新設合併消滅相互会社について法第百六十二条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	第九十条第三項	読み替える法の 規定	<p>(株式会社を設立するときの株式会社と相互会社との新設合併等について準用する法の規定の読替え)</p> <p>第十七条の二 法第百六十五条第五項の規定において同条第一項の新設合併について法第九十条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	(略)	<p>準用する会社法第八百十条 第二項</p>
			社	組織変更をする相互会社		読み替える字句	

規定 第六百六十二条第三項	「吸収合併」	「新設合併」	<p>(消滅株式会社に対する株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第十七条の三 法第六百六十五条の五第二項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第七百八十五条第五項及び第八項並びに第七百八十六条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
第八項 第七百八十五条	読み替える会社法の規定 第七百八十五条、第五項	読み替えられる字句 読み替える字句	
規定 第六百六十二条第三項	「吸収合併」	「新設合併」	<p>(消滅株式会社に対する株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第十七条の三 法第六百六十五条の五第二項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第七百八十五条第五項及び第七項並びに第七百八十六条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
第七項 第七百八十五条	読み替える会社法の規定 第七百八十五条、第五項	読み替えられる字句 読み替える字句	
吸収合併又は新設合併	、効力発生日(保険業法第六百六十五条の二第一項に規定する効力発生日をいう。以下同じ。)	吸収合併又は新設合併	

第七百八十六条、 第一項	吸収合併存続会社	吸収合併存続相互会社、新 設合併をする場合における 新設合併設立会社の成立の 日後にあつては新設合併設 立会社
第七百八十七条、 第五項	読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句 読み替える字句 、効力発生日（保険業法第 百六十五条の二第一項に規 定する効力発生日をいう。 以下同じ。）
<p>（消滅株式会社に対する新株予約権買取請求について準用する会 社法の規定の読替え）</p> <p>第十七条の四 法第百六十五条の六第二項の規定において同条第一 項の規定による請求について会社法第七百八十七条第五項及び第 九項並びに第七百八十八条第一項の規定を準用する場合における これらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
第七百八十六条、 第一項	吸収合併存続会社	吸収合併存続相互会社、新 設合併をする場合における 新設合併設立会社の成立の 日後にあつては新設合併設 立会社
第七百八十七条、 第五項	読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句 読み替える字句 、効力発生日（保険業法第 百六十五条の二第一項に規 定する効力発生日をいう。 以下同じ。）
<p>（消滅株式会社に対する新株予約権買取請求について準用する会 社法の規定の読替え）</p> <p>第十七条の四 法第百六十五条の六第二項の規定において同条第一 項の規定による請求について会社法第七百八十七条第五項及び第 七項並びに第七百八十八条第一項及び第五項の規定を準用する場 合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり とする。</p>		

読み替える法の読み替えられる字句	読み替える字句	<p>(消滅株式会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の 読替え)</p> <p>第十七条の五 法第六十五条の七第四項の規定において同条第一 項の規定による債権者の異議について法第七十条第四項及び第六 項から第八項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に 係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	(削る)	(削る)	(削る)
			<p>第七百八十七條 第九項</p>	<p>第七百八十八條、 第七項</p>	<p>吸収合併等</p>
読み替える法の読み替えられる字句	読み替える字句		(削る)	(削る)	(削る)

読み替える法の読み替えられる字句	読み替える字句	<p>(消滅株式会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の 読替え)</p> <p>第十七条の五 法第六十五条の七第四項の規定において同条第一 項の規定による債権者の異議について法第七十条第四項及び第六 項から第八項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に 係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	第七百八十八條 第五項	<p>次の各号に掲げる新株 予約権の区分に応じ、 当該各号に定める時</p>	効力発生日
			<p>第七百八十七條 第七項</p>	<p>第七百八十八條、 第七項</p>	<p>吸収合併等</p>
読み替える法の読み替えられる字句	読み替える字句		(削る)	(削る)	(削る)

<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>(吸収合併存続株式会社について準用する法等の規定の読替え)  第十七条の七 法第六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社について法第六十五条の四第一項、第六十五条の五第二項及び第六十五条の七第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>第七十条第八項</p>	<p>前各項</p>	<p>第四項から前項まで及び第百六十五条の七第一項から第三項まで</p>	<p>第七十条第七項</p>	<p>前各項</p>	<p>前三項及び第六十五条の七第一項から第三項まで</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>規定</p>
<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>(吸収合併存続株式会社について準用する法等の規定の読替え)  第十七条の七 法第六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社について法第六十五条の四第一項、第六十五条の五第二項及び第六十五条の七第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>第七十条第七項及び第八項</p>	<p>前各項</p>	<p>第四項から前項まで及び第百六十五条の七第一項から第三項まで</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>規定</p>

<p>第七第二項第一号 第百六十五条の</p>	<p>吸収合併存続相互会社 又は他の新設合併消滅 会社（新設合併消滅株 式会社及び新設合併消</p>	<p>株主及び登録株式質権 者並びにその新株予約 権者及び登録新株予約 権質権者</p>	<p>株主</p>	<p>第百六十五条の 四第一項</p>	<p>吸収合併存続相互会社 又は合併により設立す る保険業を営む株式会 社若しくは相互会社（ 以下この節において「 新設合併設立会社」と いう。）の商号又は</p>	<p>株主</p>	<p>第百六十五条の 五第二項</p>	<p>第七百八十五条第五項</p>	<p>第七百九十七条第五項</p>	<p>第七百八十六条</p>	<p>第七百九十八条</p>	<p>前項</p>	<p>第七百九十七条第一項</p>
		<p>吸収合併消滅相互会社</p>	<p>吸収合併消滅相互会社の</p>										
<p>第七第二項第一号 第百六十五条の</p>	<p>吸収合併存続相互会社 又は他の新設合併消滅 会社（新設合併消滅株 式会社及び新設合併消</p>	<p>株主及び登録株式質権 者並びにその新株予約 権者及び登録新株予約 権質権者</p>	<p>株主</p>	<p>第百六十五条の 四第一項</p>	<p>吸収合併存続相互会社 又は合併により設立す る保険業を営む株式会 社若しくは相互会社（ 以下この節において「 新設合併設立会社」と いう。）の商号又は</p>	<p>株主</p>	<p>第百六十五条の 五第二項</p>	<p>第七百八十五条第五項</p>	<p>第七百九十七条第五項</p>	<p>第七百八十六条</p>	<p>第七百九十八条</p>	<p>前項</p>	<p>第七百九十七条第一項</p>
		<p>吸収合併消滅相互会社</p>	<p>吸収合併消滅相互会社の</p>										

3 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社に	第七百九十七條 第八項	吸収合併等	吸収合併	2 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社に ついて法第百六十五条の五第二項の規定を準用する場合における 同項において準用する会社法第七百九十七條第五項及び第八項の 規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	減相互会社をいう。第 百六十五条の十七第二 項において同じ。)及 び新設合併設立会社の 商号又は
	第五項	第七百九十七條、 効力発生日	、効力発生日(保険業法第 百六十五条の二第一項に規 定する効力発生日をいう。 以下同じ。)		
	読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句		

3 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社に	第七百九十七條 第七項	吸収合併等	吸収合併	2 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社に ついて法第百六十五条の五第二項の規定を準用する場合における 同項において準用する会社法第七百九十七條第五項及び第七項の 規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	減相互会社をいう。第 百六十五条の十七第二 項において同じ。)及 び新設合併設立会社の 商号又は
	第五項	第七百九十七條、 効力発生日	、効力発生日(保険業法第 百六十五条の二第一項に規 定する効力発生日をいう。 以下同じ。)		
	読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句		

ついて法第百六十五条の七第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第七十条第四項及び第六項から第八項までの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十条第四項	当該組織変更	当該吸収合併存続株式会社に係る吸収合併
第七十条第六項	第六十九条第一項	第百六十五条の十第一項
第七十条第七項	前各項	前三項及び第百六十五条の七第一項から第三項まで
	組織変更	吸収合併
第七十条第八項	前各項	第四項から前項まで及び第百六十五条の七第一項から第三項まで

4 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社に  
ついて会社法第七百九十七条第一項及び第二項の規定を準用する

ついて法第百六十五条の七第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第七十条第四項及び第六項から第八項までの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十条第四項	当該組織変更	当該吸収合併存続株式会社に係る吸収合併
第七十条第六項	第六十九条第一項	第百六十五条の十第一項
第七十条第七項	前各項	前三項及び第百六十五条の七第一項から第三項まで
	組織変更	吸収合併
第七十条第八項	前各項	第四項から前項まで及び第百六十五条の七第一項から第三項まで

4 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社に  
ついて会社法第七百九十七条第一項及び第二項の規定を準用する

場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百九十七条第一項及び第二項	吸収合併等	吸収合併

(消滅相互会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の読替え)

第十七条の十 法第六十五条の十七第四項の規定において同条第一項の規定による債権者の異議について法第八十八条第四項、第六項、第七項及び第九項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百九十七条第一項及び第二項	吸収合併等	吸収合併

(消滅相互会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の読替え)

第十七条の十 法第六十五条の十七第四項の規定において同条第一項の規定による債権者の異議について法第八十八条第四項、第六項、第七項及び第九項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

第八十八条第七項	前各項	前三項及び第六百六十五条の十七第一項から第三項まで	(略)	組織変更	吸収合併又は新設合併	(略)
第八十八条第七項	前各項	前三項及び第六百六十五条の十七第一項から第三項まで	(略)	(略)	(略)	(略)
第八十条第二号	(略)	(略)	読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)
第八十条第二号	(略)	(略)	読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)

(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)  
 第十七条の十六 法第七十条第三項の規定において相互会社に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)  
 第十七条の十六 法第七十条第三項の規定において相互会社に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	同条第三項	
(略)	(略)	(略)
	同条第一項	

(清算人の清算相互会社に対する損害賠償責任について準用する会社法の規定の読替え)

第十八条の四の二 法第百八十条の十一第四項の規定において清算相互会社の清算人の同条第一項の責任について会社法第四百二十八条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百二十八条第一項	第四百二十三条第一項	保険業法第百八十条の十一第一項

(え) (外国相互会社の使用人等について準用する会社法の規定の読替え)

第二十九条の二 法第百九十八条第一項の規定において外国相互会社の使用人について会社法第十条、第十二条第一項及び第十三条

	同条第四項	
(略)	(略)	(略)
	同条第一項	

(新設)

(え) (外国相互会社の使用人等について準用する会社法の規定の読替え)

第二十九条の二 法第百九十八条第一項の規定において外国相互会社の使用人について会社法第十条、第十二条第一項及び第十三条

の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定	読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条	本店又は支店	日本における事務所	
第十二条第一項 第三号	他の会社又は商人（会社を除く。第二十四条において同じ。）	会社（外国会社を含む。以下同じ。）若しくは他の相互会社（外国相互会社を含む。）又は商人（会社を除く。）	
第十二条第一項 第四号	他の会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員	会社の取締役、執行役若しくは業務を執行する社員又は他の相互会社（外国相互会社を含む。）の取締役若しくは執行役	
第十二条	本店又は支店	日本における事務所	

2 法第百九十八条第一項の規定において外国相互会社のために取

の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定	読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条	本店又は支店	日本における事務所	
第十二条第一項 第三号	他の会社又は商人（会社を除く。第二十四条において同じ。）	会社（外国会社を含む。以下同じ。）若しくは他の相互会社（外国相互会社を含む。）又は商人（会社を除く。）	
第十二条第一項 第四号	他の会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員	会社の取締役、執行役若しくは業務を執行する社員又は他の相互会社（外国相互会社を含む。）の取締役若しくは執行役	
第十二条	本店又は支店	日本における事務所	

2 法第百九十八条第一項の規定において外国相互会社のために取

引の代理又は媒介をする者について会社法第十七条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条第一項 第二号	他の会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員	会社の取締役、執行役若しくは業務を執行する社員又は他の相互会社（外国相互会社を含む。）の取締役若しくは執行役

3 法第九十八條第一項の規定において外国相互会社が事業を譲渡し、又は事業若しくは営業を譲り受けた場合について会社法第二十一条から第二十三条の二までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条	譲渡会社	譲渡外国相互会社

引の代理又は媒介をする者について会社法第十七条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条第一項 第二号	他の会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員	会社の取締役、執行役若しくは業務を執行する社員又は他の相互会社（外国相互会社を含む。）の取締役若しくは執行役

3 法第九十八條第一項の規定において外国相互会社が事業を譲渡し、又は事業若しくは営業を譲り受けた場合について会社法第二十一条及び第二十三条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条第一項	譲受会社	譲受者

第二十二條第二	第二十二條第一			
事業	譲渡会社の事業	譲渡会社の商号	譲受会社	事業を譲り受けた会社
事業又は営業	譲渡外国相互会社若しくは事業を譲渡した商人(以下この章において「譲渡者」という。)の事業又は営業	譲渡外国相互会社の名称又は事業を譲渡した会社若しくは営業を譲渡した商人の商号	譲受者	外国相互会社の事業を譲り受けた会社若しくは外国相互会社若しくは商人(会社を除く。以下この項及び次項において同じ。)又は会社若しくは外国相互会社の事業若しくは商人の営業を譲り受けた外国相互会社
第二十二條第二				
譲受会社	譲受会社			
会社若しくは相互会社(外				

項

譲受会社がその本店の所在地において譲渡会社	会社若しくは外国相互会社である譲受者がその本店若しくは日本における主たる店舗（保険業法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。以下この項において同じ。）の所在地において譲渡外国相互会社の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合、商人である譲受者が譲渡外国相互会社の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合又は外国相互会社である譲受者がその日本における主たる店舗の所在地において事業を譲渡した会社若しくは外国相互会社若しくは営業を譲渡した商人
-----------------------	--

項

所在地において譲渡会社	国相互会社を含む。）である譲受者がその本店若しくは主たる事務所（日本における主たる店舗（保険業法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。以下この項において同じ。）を含む。）の所在地において譲渡外国相互会社（事業を譲渡した外国相互会社をいう。以下この項において同じ。）の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合、商人（会社を除く。以下この項において同じ。）である譲受者が譲渡外国相互会社の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合又は外国相互会社である譲受者がその日本における主たる店舗の所在地において事業を譲渡した会社若し
-------------	--

第 二 十 二 条 第 一 項		第 二 十 二 条 第 四 項					第 二 十 二 条 第 三 項				
事業	商号	譲渡会社	譲受会社	譲受会社	事業	譲渡会社	事業	譲渡会社	譲受会社	譲受会社及び譲渡会社	
事業又は営業	名称又は商号	譲渡者	譲受者	譲受者	事業又は営業	譲渡者	事業又は営業	譲渡者	譲受者	譲受者及び譲渡者	
										第 二 十 二 条 第 三 項 及 び 第 四 項 並 び に 第 二 十 三 条	
										譲受会社及び	
										譲受者	くは営業を譲渡した商人

(外国少額短期保険主要株主等に関する読替え)

第二項	第二十三条の二	事業	譲渡会社	譲受会社	事業	譲受会社	譲渡会社	譲渡会社	第二十三条第二項	譲受会社
	譲受者								譲渡者	譲受者
第二項	第二十三条の二	事業	譲渡会社	譲受会社	事業	譲受会社	譲渡会社	譲渡会社	第二十三条第二項	譲受会社
	譲受者									
第二項	第二十三条の二	事業	譲渡会社	譲受会社	事業	譲受会社	譲渡会社	譲渡会社	第二十三条第二項	譲受会社
	譲受者									

(外国少額短期保険主要株主等に関する読替え)


第三十八条の十四 法第二百七十二条の四十一の規定による外国少額短期保険主要株主等（同条に規定する外国少額短期保険主要株主等をいう。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二百七十二条の三十六第一項第四号	取締役及び監査役	取締役及び監査役又はこれらに類する職にある者
	取締役、	取締役又はこれに類する職にある者、
	取締役及び執行役	取締役及び執行役又はこれらに類する職にある者

第三十八条の十四 法第二百七十二条の四十一の規定による外国少額短期保険主要株主等（同条に規定する外国少額短期保険主要株主等をいう。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二百七十二条の三十六第一項第四号	取締役及び監査役	取締役及び監査役又はこれらに類する職にある者
	取締役及び執行役	取締役及び執行役又はこれらに類する職にある者